

JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用契約書

一般財団法人 日本GAP協会(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に関する契約(以下「本契約」という。)を次のとおり締結する。

(適用範囲)

第1条 本契約は、甲が乙に発行するJGAP農畜産物使用ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用について規定する。

(発行手数料及び使用料)

第2条 本契約に基づくロゴマークは、甲が「JGAPロゴマーク使用の細則」にて定める発行手数料及び年間使用料を支払うことによって使用できるものとし、使用料は使用許諾書記載の許諾日から発生する。

(使用規定等の遵守義務)

第3条 乙は甲の発行する最新の「JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用許諾書」及び「JGAP農畜産物使用ロゴマーク使用許諾書付属書」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、本契約の各条項のほか、甲が別に定める「JGAP総合規則」及び「JGAPロゴマーク使用の細則」(以下「使用規定」という。)を遵守しなければならない。
- 3 乙は、ロゴマークの使用に関してすべての責任および権限を持つ管理責任者を設置し、責任体制を確立し、第三者に説明できる状態を保たなければならない。
- 4 乙は、各小分け・加工・製造場所での識別手段およびトレーサビリティ体制を確立し、ロゴマークを表示する商品に使用する農畜産物が、認証農場産であることを保証しなければならない。
- 5 乙は、ロゴマークを使用した商品の販売を販売会社等へ委託する場合においても、乙の責任において、使用規定を遵守するよう委託先を適切に管理しなければならない。
- 6 使用規定が甲において改廃される場合においても、乙はそれに従わなければならない。

(使用実績等の報告義務)

第4条 乙は、ロゴマークの使用枚数等を個別に把握・記録しなければならない。

- 2 ロゴマークの管理責任者は、使用規定に基づきロゴマークを適切に使用・管理していることを常に確認し、年1回以上適切な使用・管理が行われていることを検証した結果を記録しなければならない。
- 3 乙は、ロゴマークの使用に関し適切でない事項を発見したときは、速やかに修正を行い、そのうえで是正処置を講じなければならない。実施した処置等は甲の求めに応じて遅滞なく報告しなくてはならない。
- 4 乙は、承認済みのロゴマークの使用状況および表示デザインについて、年1回、甲が別に定める「JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用状況に関する報告書」により甲に報告しなければならない。

(変更等に関する報告義務)

第5条 乙は、ロゴマーク使用に関する申請内容・デザイン案・説明文言等に変更がある場合は、変更在先立ち、甲に対し、甲の指定する様式にて報告し、承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約に基づくロゴマークの使用権を第三者に譲渡、担保提供、若しくは転貸をしてはならない。

(甲による監査)

第7条 甲は、ロゴマークが適切に使用・管理されていることを確認するため、乙、乙の委託先、及び乙の供給者等の関係者に対してロゴマークの使用状況、識別管理の状況等について立入りを含む監査を実施することができる。

- 2 前項の監査は、無通知の場合を含み、原則として、乙は、これを拒むことはできない。
- 3 乙が使用規定に違反していることが明らかとなった場合、甲は、乙に対して是正処置を要求し、乙は、修正処置、及び是正処置を実施したうえで遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、悪質な違反事例にかかわる監査で発生した交通費、宿泊費その他必要な経費の実費を乙に請求することができる。

(商品に関する責任)

第8条 乙は、ロゴマークを使用した商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、消費者等からロゴマークを付した商品について苦情等がなされた場合には、乙の責任と負担において速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(情報の取扱い等)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相互の非公知の情報について、本契約の履行またはロゴマークに係る事業遂行の目的及びロゴマークに関するその他の事業以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。

- 2 甲は、乙の名称及び取扱商品等の情報を、甲のホームページで公開できるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報をいう。）については、同法に定めるところに従って適正に取扱うものとする。

(本契約の解除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、乙に催告のうえ、使用許諾の取消、本契約の解除をすることができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反し、適切な修正処置・正処置を講じないとき
- (2) ロゴマークの信用を傷つけたとき
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、なんらの通知・催告をすることなく、使用許諾の取消、本契約の解除をすることができる。
 - (1) 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、または、自らその申立をなしたとき
 - (2) 手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押え等の強制執行を受けたとき
 - (3) 消費者関連法規その他関係法令に違反し、または、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき
 - (4) 乙が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当することが判明したとき
- 3 前二項による本契約の解除に伴い甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害賠償を請求することができる。この場合、甲は、乙に年間使用料の払い戻しはしない。
- 4 甲は、第1項及び第2項に該当する事由により本契約を解除した場合、その悪質性を判断のうえ、社会に対してその事実を公表することができる。

(契約終了後の在庫処理)

第11条 前条に定めるところにより本契約を解除した場合、乙は、契約を解除した日の翌日から起算して30日以内にロゴマークを使用した商品の販売を終了させなければならない。

(契約期間)

第12条 本契約期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、契約期間の満了に際し、甲乙異議なきときは、更に1年間本契約を更新する。その後の契約期間満了についても同様とする。

(協議)

第13条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえこれを適切に解決するものとする。

(準拠法、管轄裁判所)

第14条 本契約は、日本国の法律に準拠し、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。本契約が複数の言語により作成された場合においても、日本語のみを正本とする。

以上のとおり、甲、乙は本契約を誠実に遵守することを誓約する。
本契約成立の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通ずつ保持する。

年 月 日

甲 : 東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号
日本農業研究所ビル 4 階
一般財団法人日本 GAP 協会
代表理事 松井 俊一 ⑩

乙 :

⑩